

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 （加工組立減税の手続） 8 - 5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。 令第 23 条第 1 項に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、前記 8 - 4 の に規定する契約書等とする。 令第 23 条第 1 項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T - 1060) に「附属書」(P - 7710) を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減税明細書 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7—4 参照））及び附属書 2 通（原本、交付用）を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印（C - 5000）を押なつて附属書 1 通（交付用）を申告者に交付する。なお、<u>特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあつては</u>、輸入者（その代理である通関業者を含む。）が当該附属書の税関確認印欄に特例申告である旨を記載（例えば、「特例申告」と明瞭に記載）することにより取り扱うものとする。 ただし、1 契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税関官署に行う場合における 2 回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書（交付用）を提示させることとする。 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となつた輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）及び生地見本等を提示させるものとする。 令第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表（総括）(P - 7700 号 - 2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1 契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入させ、	第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 （加工組立減税の手続） 8 - 5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。 令第 23 条第 1 項(<u>加工又は組立てに係る製品の減税の手続</u>))に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、前記 8—4 の に規定する契約書等とする。 令第 23 条第 1 項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T - 1060) に「附属書」(P - 7710) を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減税明細書 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7—4 参照））及び附属書 2 通（原本、交付用）を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印（C - 5000）を押なつて附属書 1 通（交付用）を申告者に交付する。なお、<u>関税法第 7 条の 2 の規定に基づく特例申告に係る指定貨物にあつては</u>、輸入者（その代理である通関業者を含む。）が当該附属書の税関確認印欄に特例申告である旨を記載（例えば、「特例申告」と明瞭に記載）することにより取り扱うものとする。 ただし、1 契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税関官署に行う場合における 2 回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書（交付用）を提示させることとする。 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となつた輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）及び生地見本等を提示させるものとする。 令第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表（総括）(P - 7700 号 - 2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1 契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入させ、

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
「契約実績表（個別）（P - 7700 号 - 3）」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量（以下この節において「契約数量」という。）を記入させ、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入させ、「税関確認印」欄に、確認印（C - 5000）を押なつする。<u>特例申告貨物にあつては</u>、輸入者（その代理である通関業者を含む。）が当該契約実績表の税関確認印欄に特例申告である旨を記載（例えば、「特例申告」と明瞭に記載）することにより取り扱うものとする。なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の 2 回目以降の製品の輸入申告の際には、税関が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示させて差し支えない。 法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる製品の減税の手続に<u>当たつては</u>、上記 の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ （省略） 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税の手続に<u>当たつては</u>、上記 の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ （省略） 第 11 節 特 恵 関 税 等 （特惠関税等を適用する場合の取扱い） 8 の 2 - 1 法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により特惠関税又は特惠関税についての特別の便益（以下この節において「特惠関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 62 条の 10 において準用する場合を含む。）又は同法第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は<u>特例申告貨物に係るものを除く。</u>）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。 受理審における取扱い	「契約実績表（個別）（P - 7700 号 - 3）」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量（以下この節において「契約数量」という。）を記入させ、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入させ、「税関確認印」欄に、確認印（C - 5000）を押なつする。<u>関税法第 7 条の 2 の規定に基づく特例申告に係る指定貨物にあつては</u>、輸入者（その代理である通関業者を含む。）が当該契約実績表の税関確認印欄に特例申告である旨を記載（例えば、「特例申告」と明瞭に記載）することにより取り扱うものとする。なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行つて差し支えない。また、各委託加工契約の 2 回目以降の製品の輸入申告の際には、税関が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示させて差し支えない。 法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる製品の減税の手続に<u>当たつては</u>、上記 の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ （同左） 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税の手続に<u>当たつては</u>、上記 の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ （同左） 第 11 節 特 恵 関 税 等 （特惠関税等を適用する場合の取扱い） 8 の 2 - 1 法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項（<u>（特惠関税等の適用）</u>）の規定により特惠関税又は特惠関税についての特別の便益（以下この節において「特惠関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第 43 条の 3 第 1 項（<u>（外国貨物を置くことの承認）</u>）（同法第 62 条の 10 において準用する場合を含む。）又は同法第 62 条の 10（<u>（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）</u>）の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は<u>特例申告に係る指定貨物のものを除く。</u>）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。 受理審における取扱い

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 特恵関税等適用停止の有無の確認 当該輸入申告等に係る物品について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項又は第 8 条の 4 第 1 項の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認 ロ 原産地証明書についての確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 27 条第 1 項ただし書に規定する物品である場合を除き、同条第 1 項の規定による原産地証明書（規則別紙様式第 1 に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin（P - 8210））が添付されているか否か、更に、当該証明書が添付されているときは、令第 27 条第 4 項に規定する正当な発給機関により発給されたものであるか否か、令第 29 条に定める有効期間内のものであるか否か（有効期間内のものでないときは、同条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否か）、及びその記載事項、また当該証明書が添付されていないときは、令第 28 条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認 ハ 自国関与品に関する確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 2 項の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域（以下この節において「特恵受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合には、令 30 条第 1 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 2 に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」（P - 8220））が添付されていること及びその記載事項の確認 二 累積原産品に関する確認	受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 特恵関税等適用停止の有無の確認 当該輸入申告等に係る物品について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項((特恵関税の適用の停止の原則等))又は第 8 条の 4 第 1 項((鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止の特例等))の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認 ロ 原産地証明書についての確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 27 条第 1 項ただし書((原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する物品である場合を除き、同条第 1 項((原産地証明書の提出))の規定による原産地証明書（規則別紙様式第 1 に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin（P - 8210））が添付されているか否か、更に、当該証明書が添付されているときは、令第 27 条第 4 項((原産地証明書の発給機関))に規定する正当な発給機関により発給されたものであるか否か、令第 29 条((原産地証明書の有効期間))に定める有効期間内のものであるか否か（有効期間内のものでないときは、同条ただし書((原産地証明書の有効期間の延長))に規定する税関長の承認を受けているか否か）、及びその記載事項、また当該証明書が添付されていないときは、令第 28 条ただし書((原産地証明書の提出猶予))に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認 ハ 自国関与品に関する確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 2 項((本邦から輸出された物品を原料又は材料とすることにより特恵受益国原産品とみなされる物品))の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域（以下この節において「特恵受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合には、令 30 条第 1 項((自国関与品に係る本邦からの輸出品物についての証明))に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 2 に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」（P - 8220））が添付されていること及びその記載事項の確認 二 累積原産品に関する確認

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 3 項の規定により特惠受益国の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第 30 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 3 に定める様式のもの（以下この節において「累積加工・製造証明書」という。その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」（P - 8230））が添付されていること及びその記載事項の確認 ホ 非原産国における積替え等に関する確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 31 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる物品に該当するときは、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載）をもって、これらの書類の提出が<u>あったものとして取り扱って</u>差し支えない。 ヘ （省略） 郵便物についての取扱い 特惠関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第 76 条第 1 項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記 に準ずる。 第 12 の 2 節 <u>E P A 税率の適用を受ける物品に対する</u> 関税割当制度の適用等 （経済連携協定に基づく関税割当制度の適用） 8 の 6 - 1 法第 8 条の 6 第 1 項から第 3 項の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達 9 の 2 - 1 から 9 の 2 - 4 までの規定を準	当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 3 項(<u>特定の国から輸出された物品を原料又は材料とすることにより特惠受益国原産品とみなされる物品</u>))の規定により特惠受益国の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第 30 条第 3 項(<u>自国関与品に係る本邦からの輸出物品についての証明に関する規定の準用</u>))において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 3 に定める様式のもの（以下この節において「累積加工・製造証明書」という。その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」（P - 8230））が添付されていること及びその記載事項の確認 ホ 非原産国における積替え等に関する確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 31 条第 1 項第 2 号又は第 3 号(<u>特惠対象物品の本邦への運送方法</u>))に掲げる物品に該当するときは、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号(<u>通し船荷証券の写し又は積替え等についての非原産国の証明書</u>))に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載）をもつて、これらの書類の提出が<u>あったものとして取り扱って</u>差し支えない。 ヘ （同左） 郵便物についての取扱い 特惠関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第 76 条第 1 項ただし書(<u>輸出入郵便物の検査</u>))の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記 に準ずる。 第 12 の 2 節 <u>メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受ける</u> 物品に対する関税割当制度の適用等 （<u>メキシコ協定に基づく関税割当制度の適用</u>） 8 の 6 - 1 法第 8 条の 6 第 1 項から第 3 項(<u>メキシコ協定に基づく関税割当制度</u>))及び第 8 条の 7 (<u>メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とし</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
用する。この場合において、「<u>関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号。以下、この節において「割当政令」という。）第 3 条第 1 項（（証明書の提出））とあるのは「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成 17 年政令第 35 号。以下この節及び 9 - 1 において「経済連携協定割当政令」という。）第 2 条第 1 項（（関税割当証明書の提出））と、「割当政令」とあるのは「経済連携協定割当政令」と、「第 2 条第 3 項（（証明書の発給））とあるのは「第 1 条第 7 項（（関税割当証明書の発給））と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第 3 条第 2 項（（輸入申告者））とあるのは「第 2 条第 2 項（（輸入申告者））と、「第 2 条第 4 項（（証明書の有効期間））とあるのは「第 1 条第 8 項（（関税割当証明書の有効期間））と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「<u>協定関税割当貨物関税割当証明書第 号</u>」と、「第 3 条第 1 項ただし書（（証明書の提出の猶予））とあるのは「第 2 条第 1 項ただし書（（関税割当証明書の提出の猶予））と、「<u>関税割当証明書提出猶予申請書（T - 1000）</u>」とあるのは「<u>経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書（T - 1000 - 2）</u>」と、「第 3 条第 1 項ただし書」とあるのは「第 2 条第 1 項ただし書」と読み替えるものとする。</u> なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が<u>経済連携協定</u>に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、<u>経済連携協定割当政令別表第 2 第 1 項又は第 2 項に該当するものである場合には</u>、蔵入承認申請書の提出の際に<u>経済連携協定割当政令第 1 条第 7 項（（関税割当証明書の発給））に規定する関税割当証明書（当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。）</u>の提示を求める。 （<u>経済連携協定</u>に基づく関税割当制度等の適用の停止）	<u>た関税割当制度））の規定による関税割当制度の適用については</u>、定率法基本通達 9 の 2 - 1（<u>関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い</u>）から 9 の 2 - 4（<u>関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続</u>）までの規定を準用する。この場合において、「<u>関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号。以下、この節において「割当政令」という。）第 3 条第 1 項（（証明書の提出））とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成 17 年政令第 35 号。以下この節及び関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）8 の 9 - 1 において「メキシコ協定割当政令」という。）第 2 条第 1 項（（関税割当証明書の提出））と、「割当政令」とあるのは「メキシコ協定割当政令」と、「第 2 条第 3 項（（証明書の発給））とあるのは「第 1 条第 9 項（（関税割当証明書の発給））と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「<u>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書 1 の日本国の表</u>において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第 3 条第 2 項（（輸入申告者））とあるのは「第 2 条第 2 項（（輸入申告者））と、「第 2 条第 4 項（（証明書の有効期間））とあるのは「第 1 条第 10 項（（関税割当証明書の有効期間））と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「<u>メキシコ協定関税割当貨物関税割当証明書第 号</u>」と、「第 3 条第 1 項ただし書（（証明書の提出の猶予））とあるのは「第 2 条第 1 項ただし書（（関税割当証明書の提出の猶予））と、「<u>関税割当証明書提出猶予申請書（T - 1000）</u>」とあるのは「<u>メキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書（T - 1000 - 2）</u>」と、「第 3 条第 1 項ただし書」とあるのは「第 2 条第 1 項ただし書」と読み替えるものとする。</u> なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が<u>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、メキシコ協定割当政令別表第 2 第 1 項若しくは第 2 項又は同令別表第 3 第 1 項に該当するものである場合には</u>、蔵入承認申請書の提出の際に<u>メキシコ協定割当政令第 1 条第 9 項（（関税割当証明書の発給））に規定する関税割当証明書（当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。）</u>の提示を求める。 （<u>メキシコ協定</u>に基づく関税割当制度等の適用の停止）

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8 の 6 - 2 法第 8 条の 6 第 4 項の規定による関税の譲許の適用については、前記 8 の 4 - 1 のなお書及び 8 の 4 - 2 のの規定を準用する。この場合において、「特惠関税」とあるのは「<u>E P A 税率</u>」と、「特惠対象物品」とあるのは「<u>経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度として定められている物品</u>」と、「法第 8 条の 4 第 1 項」とあるのは「法第 8 条の 6 第 4 項」と、「原産地証明書等」とあるのは「<u>経済連携協定原産地証明書等</u>」と読み替えるものとする。 （削除）	8 の 6 - 2 法第 8 条の 6 第 4 項(<u>メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止</u>)の規定による関税の譲許の適用については、前記 8 の 4 - 1 (<u>特定特惠鉱工業産品等に係る限度額等の管理等</u>)のなお書及び 8 の 4 - 2 (<u>特惠関税の適用停止の際の取扱い</u>)のの規定を準用する。この場合において、「特惠関税」とあるのは「<u>メキシコ税率</u>」と、「特惠対象物品」とあるのは「<u>メキシコ協定附属書 1 の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度として定められている物品</u>」と、「法第 8 条の 4 第 1 項」とあるのは「法第 8 条の 6 第 4 項」と、「原産地証明書等」とあるのは「<u>メキシコ協定原産地証明書等</u>」と読み替えるものとする。 <u>（マレーシア協定に基づく関税割当制度の適用）</u> 8 の 8 - 1 法第 8 条の 8 (<u>マレーシア協定に基づく関税割当制度</u>)の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達 9 の 2 — 1（<u>関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い</u>）から 9 の 2 — 4（<u>関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続</u>）までの規定を準用する。この場合において、「<u>関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号。以下、この節において「割当政令」という。）第 3 条第 1 項（（証明書の提出））とあるのは「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成 18 年政令第 195 号。以下この節において「マレーシア協定割当政令」という。）第 2 条第 1 項（（関税割当証明書の提出））と、「割当政令」とあるのは「マレーシア協定割当政令」と、「第 2 条第 3 項（（証明書の発給））とあるのは「第 1 条第 5 項（（関税割当証明書の発給））と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定附属書 1 の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第 3 条第 2 項（（輸入申告者））とあるのは「第 2 条第 2 項（（輸入申告者））と、「第 2 条第 4 項（（証明書の有効期間））とあるのは「第 1 条第 6 項（（関税割当証明書の有効期間））と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「マレーシア協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第 3 条第 1 項ただし書（（証明書の提出の猶予））とあるのは「第 2 条第 1 項ただし書（（関税割当証明書の提出の猶予））と、「関税割当証明書提出猶予申請書」（T—1000）」とあるのは「マレーシア協定関税割当証明書提出猶予</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 13 節 軽 減 税 率 （軽減税率等の適用手続） 9 - 1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。 令第 35 条第 1 項に規定する書面は、「軽減税率等適用明細書」（T - 1670）とし、2 通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7 - 4 参照））を輸入（納税）申告書（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書</u>。以下この項において同じ。）に添付して提出させる。 この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。 令第 34 条第 1 項第 7 号（（丸粒とうもろこし））に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出させるものとする。 令第 34 条第 1 項第 8 号（（コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし））に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合に<u>あつては</u>、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出させるものとする。 令第 34 条第 1 項第 1 号（（学校等給食用脱脂粉乳））及び同項第 16 号（（農林漁業用の重油及び粗油））に掲げる物品については、それぞれ令第 35 条第 2 項の規定により、上記 の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。	申請書」（T—1000—3）」と、「第 3 条第 1 項ただし書」とあるのは「第 2 条第 1 項ただし書」と読み替えるものとする。 第 13 節 軽 減 税 率 （軽減税率等の適用手続） 8 の 9 - 1 法第 8 条の 9（（<u>軽減税率の適用手続</u>））の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。 令第 35 条第 1 項（（<u>軽減税率等の適用についての手続</u>））に規定する書面は、「軽減税率等適用明細書」（T - 1670）とし、2 通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7 - 4（<u>特例申告を除く納税申告の方法</u>）参照））を輸入（納税）申告書（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書</u>。以下この項において同じ。）に添付して提出させる。 この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。 令第 34 条第 1 項第 7 号（（丸粒とうもろこし））に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出させるものとする。 令第 34 条第 1 項第 8 号（（コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし））に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合に<u>あつては</u>、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出させるものとする。 令第 34 条第 1 項第 1 号（（学校等給食用脱脂粉乳））及び同項第 16 号（（農林漁業用の重油及び粗油））に掲げる物品については、それぞれ令第 35 条第 2 項（（<u>農林水産大臣の証明書の提出</u>））及び（（<u>農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書の提出</u>））の規定により、上記 の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととな<u>つて</u>いるので留意する。

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（<u>特例申告貨物</u>にあつては、特例申告者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。））は、令第 35 条第 3 項において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。 ただし、令第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号（（配合飼料製造用脱脂粉乳））、第 3 号（（配合飼料製造用ホエイ等））及び第 9 号（（でん粉糖等製造用でん粉））に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。 上記 の明細書が、令第 34 条第 1 項に掲げる物品のうち「関税割当制度に関する政令」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第 2 条第 3 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を、令第 34 条第 2 項に規定する物品であるときは、<u>経済連携協定割当政令第 1 条第 7 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。</u> （学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等） <u>9 - 2</u> 令第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 及び （省略） 令第 35 条第 2 項（（主務大臣の証明書の添付））の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。 （省略） （配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義）	軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては</u>、特例申告者（関税法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））に規定する特例輸入者をいう。））は、令第 35 条第 3 項（（<u>航空機部分品等に関する規定の準用</u>））において準用する令第 8 条第 2 項（（<u>輸入申告者の限定</u>））の規定により、当該物品の使用者に限定されている。 ただし、令第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号（（配合飼料製造用脱脂粉乳））、第 3 号（（配合飼料製造用ホエイ等））及び第 9 号（（でん粉糖等製造用でん粉））に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。 上記 の明細書が、令第 34 条第 1 項（（<u>軽減税率の適用について手続を要する物品の指定</u>））に掲げる物品のうち「関税割当制度に関する政令」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第 2 条第 3 項（（<u>関税割当証明書の発給</u>））の規定に基づき発給された関税割当証明書を、令第 34 条第 2 項（（<u>譲許の便益の適用について手続を要する物品の指定</u>））に規定する物品であるときは、<u>メキシコ協定割当政令第 1 条第 9 項（（関税割当証明書の発給））</u>の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。 （学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等） <u>8 の 9 - 2</u> 令第 34 条第 1 項第 1 号（（<u>学校等給食用脱脂粉乳</u>））に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 及び （同左） 令第 63 条第 2 項（（主務大臣の証明書の添付））の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。 （同左） （配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義）

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>9 - 3</u> 令第34条第1項第2号((配合飼料用脱脂粉乳))及び第3号((配合飼料用ホエイ等))に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。 令第1条((配合飼料の指定))及び令第47条第2項((配合飼料))において規定する「飼料以外の用途に適さないもの」の取扱いについては、定率法基本通達13—10の規定を準用する。 （乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義） <u>9 - 4</u> （省略） （コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等） <u>9 - 5</u> 令第34条第1項第7号((丸粒とうもろこし))及び第8号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 法第9条第1項に規定する「特定の用途」とは、当該貨物の輸入者が当該貨物を、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用すること及び令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する、粉碎その他の加工をしていないとうもろこしで他の物品を加えてないもののうち、飼料用に供するため飼料用に供する場所に運送されるもの（以下、本節において「丸粒とうもろこし」という。）とすることをいう。 令第35条第1項第2号((軽減税率適用明細書の記載事項))に規定する「当該物品の用途及び使用場所」とは、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒に<u>あっては</u>、当該物品の製造および当該製造場所をいうものとする。 なお、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合には、「ひき割りとうもろこしの製造及び当該製造場所」をも含むものとする。 （省略）	<u>8の9 - 3</u> 令第34条第1項第2号((配合飼料用脱脂粉乳))及び第3号((配合飼料用ホエイ等))に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。 令第1条((配合飼料等の指定))及び令第47条第2項((配合飼料))において規定する「飼料以外の用途に適さないもの」の取扱いについては、定率法基本通達13—10(<u>（「飼料以外の用途に適さないもの」の意義）</u>)の規定を準用する。 （乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義） <u>8の9 - 4</u> （同左） （コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等） <u>8の9 - 5</u> 令第34条第1項第7号((丸粒とうもろこし))及び第8号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 法第8条の9第1項(<u>（軽減税率の適用手続）</u>)に規定する「特定の用途」とは、当該貨物の輸入者が当該貨物を、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用すること及び令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する、粉碎その他の加工をしていないとうもろこしで他の物品を加えてないもののうち、飼料用に供するため飼料用に供する場所に運送されるもの（以下、本節において「丸粒とうもろこし」という。）とすることをいう。 令第35条第1項第2号((軽減税率適用明細書の記載事項))に規定する「当該物品の用途及び使用場所」とは、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒に<u>あつては</u>、当該物品の製造および当該製造場所をいうものとする。 なお、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合には、「ひき割りとうもろこしの製造及び当該製造場所」をも含むものとする。 （同左）

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等） 9 - 6 令第 3 条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 令第 3 条に規定する「飼料用に供する場所」とは、次の場所及び施設をいう。 イ～ハ （省略） （省略） 令第 3 条の規定に基づく共同利用施設の税関長に対する確認の申請は、「共同利用施設確認（申請）書」（P - 8009）2 通を、当該施設の所在地を所轄する税関本関（減免還付部門）に提出することにより行わせるものとする。 税関においてこれを確認したときは、1 通を申請者に交付するとともに、その写しを各税関の減免還付部門に送付する。 なお、申請は共同利用施設の設置者が行うこととし、その代表者名を併せて記載させる。 おって、飼料用に供する場所が ハの施設である場合には、 から及び の規定を準用し、令第 3 条第 1 項に規定する共同利用施設に準じて当該施設の確認を行うものとする。 （省略） 共同利用施設の確認を行うに際しては、次の条件を付するものとする。 イ に掲げる書類の記載事項に異動が<u>あった</u>場合には、遅滞なく税関長に届け出る旨の条件 ロ 確認書の有効期間が、税関が確認を<u>行った</u>日以降の最初の 3 月 31 日で終了する旨の条件 ハ 共同利用施設を廃止する場合には、遅滞なく税関長に届け出る旨の条件 税関における事後確認の結果、関税法規の順守状況が不良と評定された共同利用施設で、税関において指導を<u>行っても</u>、なお改善が十分でないものについては、確認の取消し等の措置により確認の実効を確保するものとする。 令第 35 条の規定により共同利用施設の確認を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記載等については、次によるものとする。	（飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等） 8 の 9 - 6 令第 3 条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 令第 3 条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する「飼料用に供する場所」とは、次の場所及び施設をいう。 イ～ハ （同左） （同左） 令第 3 条((飼料用に供するとうもろこしの指定))の規定に基づく共同利用施設の税関長に対する確認の申請は、「共同利用施設確認（申請）書」（P - 8009）2 通を、当該施設の所在地を所轄する税関本関（減免還付部門）に提出することにより行わせるものとする。 税関においてこれを確認したときは、1 通を申請者に交付するとともに、その写しを各税関の減免還付部門に送付する。 なお、申請は共同利用施設の設置者が行うこととし、その代表者名を併せて記載させる。 おつて、飼料用に供する場所が ハの施設である場合には、 から及び の規定を準用し、令第 3 条第 1 項に規定する共同利用施設に準じて当該施設の確認を行うものとする。 （同左） 共同利用施設の確認を行うに際しては、次の条件を付するものとする。 イ に掲げる書類の記載事項に異動が<u>あつた</u>場合には、遅滞なく税関長に届け出る旨の条件 ロ 確認書の有効期間が、税関が確認を<u>行つた</u>日以降の最初の 3 月 31 日で終了する旨の条件 ハ 共同利用施設を廃止する場合には、遅滞なく税関長に届け出る旨の条件 税関における事後確認の結果、関税法規の順守状況が不良と評定された共同利用施設で、税関において指導を<u>行つても</u>、なお改善が十分でないものについては、確認の取消し等の措置により確認の実効を確保するものとする。 令第 35 条((軽減税率の適用についての手続等))の規定により共同利用施設の確認を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記載等について

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ 帳簿の様式は適宜のもので差し支えないものとし、内容的に重複する事項は省略させる。 ロ 原料品と製品は別個の帳簿に記載させることとし、原料品については輸入者ごとに別葉とさせる。 この場合、年度別に一連の番号とした製造番号を付す等により、それらの相互の関係を明確にさせることとする。 なお、令第 35 条の記帳義務等の規定は、ハの施設についても適用されることに留意する。 （省略） （でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等） 9 - 7 （省略） （軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い） 9 - 8 （省略） （石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義） 9 - 9 （省略） （農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等） 9 - 10 令第 34 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （省略） 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第 6 条（石油製品の混合）に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C—3260）を提示させること等	は、次によるものとする。 イ 帳簿の様式は適宜のもので差し支えないものとし、内容的に重複する事項は省略させる。 ロ 原料品と製品は別個の帳簿に記載させることとし、原料品については輸入者ごとに別葉とさせる。 この場合、年度別に一連の番号とした製造番号を付す等により、それらの相互の関係を明確にさせることとする。 なお、令第 35 条の記帳義務等の規定は、ハの施設についても適用されることに留意する。 （同左） （でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等） 8 の 9 - 7 （同左） （軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い） 8 の 9 - 8 （同左） （石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義） 8 の 9 - 9 （同左） （農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等） 8 の 9 - 10 令第 34 条第 1 項第 16 号（<u>農林漁業用重油及び粗油</u>）に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （同左） 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第 6 条（石油製品の混合）に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告</u>）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C—3260）を提示させ

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
により、法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の A の(b)の に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。 （省略） 混合の取扱い 軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において「無税重油等」という。）に係る混合の取扱いについては、次による。 イ 輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。 ロ 無税重油等と他の石油との混合は、混合後の石油が JIS 規格 1 種 2 号の重油の規格の範囲内である場合に限り認めて差し支えないものとし、混合された後の石油の取扱いは、次による。 (イ) 無税重油等と無税重油等以外の重油又は粗油で無税重油等と同一の規格を有するもの（JIS 規格 1 種 2 号の重油を含む。以下本項において「他の重油等」という。）とを混合した場合は、当該混合前の無税重油等と他の重油等とが搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。 (ロ) 無税重油等と他の重油等以外の石油（JIS 規格の軽油、灯油（注）等）とを混合した場合には、混合後の石油は、どの部分においても、混合前の無税重油等の数量の混合後の石油の全量に対する割合による数量の無税重油等を含むものとして取り扱う。従って、当該混合後の石油の全部又は一部が用途外使用に供されたときは、当該用途外使用に供された石油の数量に上記の割合を乗じて得た数量の無税重油等が用途外使用に供されたものとし、軽減を受けた関税の額を徴収する。 （注）（省略） 振替使用の取扱い 無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。 イ 上記の振替をしようとするときは、当該地域において無税重油等を	ること等により、法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の A の(b)の に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。 （同左） 混合の取扱い 軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において「無税重油等」という。）に係る混合の取扱いについては、次による。 イ 輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。 ロ 無税重油等と他の石油との混合は、混合後の石油が JIS 規格 1 種 2 号の重油の規格の範囲内である場合に限り認めて差し支えないものとし、混合された後の石油の取扱いは、次による。 (イ) 無税重油等と無税重油等以外の重油又は粗油で無税重油等と同一の規格を有するもの（JIS 規格 1 種 2 号の重油を含む。以下本項において「他の重油等」という。）とを混合した場合は、当該混合前の無税重油等と他の重油等とが搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。 (ロ) 無税重油等と他の重油等以外の石油（JIS 規格の軽油、灯油（注）等）とを混合した場合には、混合後の石油は、どの部分においても、混合前の無税重油等の数量の混合後の石油の全量に対する割合による数量の無税重油等を含むものとして取り扱う。<u>したがって</u>、当該混合後の石油の全部又は一部が用途外使用に供されたときは、当該用途外使用に供された石油の数量に上記の割合を乗じて得た数量の無税重油等が用途外使用に供されたものとし、軽減を受けた関税の額を徴収する。 （注）（同左） 振替使用の取扱い 無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。 イ 上記の振替をしようとするときは、当該地域において無税重油等を

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
供給しようとする者から振替の依頼を受けた無税重油等の所持者の名をもつて、「農林漁業用無税重油等振替申請書」(P - 8030) 2 通（原本、承認書用）(無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署と他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署への送付用として 1 通を加える。)を、あらかじめ無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署に提出することにより申請を行わせるものとする。 ロ～ヘ （省略） 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第 35 条第 14 項及び同条第 15 項の規定の意義及び取扱いについては、次による。 イ及びロ （省略） ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、<u>後記 9 - 11 の</u> 定めるところによる。 用途確認 農林漁業用重油等の用途確認については、次による。 イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会（全農） 全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税関官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。 （注） 購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び通商産業省の行政指導により、無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか、当該数量に含まれる無税重油等の数量をかつこ書により内書として記載することとなっている。 ロ 用途確認のための帳簿検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であっても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。	供給しようとする者から振替の依頼を受けた無税重油等の所持者の名をもつて、「農林漁業用無税重油等振替申請書」(P - 8030) 2 通（原本、承認書用）(無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署と他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署への送付用として 1 通を加える。)を、あらかじめ無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署に提出することにより申請を行わせるものとする。 ロ～ヘ （同左） 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第 35 条第 14 項(<u>農林漁業用重油等に関する帳簿の備付け</u>)及び同条第 15 項(<u>農林漁業用重油等に関する業務の報告</u>)の規定の意義及び取扱いについては、次による。 イ及びロ （同左） ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、<u>後記 8 の 9 - 11 の</u> (<u>軽減税率適用貨物に係る帳簿等の備付け</u>)に定めるところによる。 用途確認 農林漁業用重油等の用途確認については、次による。 イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会（全農） 全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税関官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。 （注） 購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び通商産業省の行政指導により、無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか、当該数量に含まれる無税重油等の数量をかつこ書により内書として記載することとなっている。 ロ 用途確認のための帳簿検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であつても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け） <u>9 - 11</u> （省略） （配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告） <u>9 - 12</u> （省略） （コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告） <u>9 - 13</u> （省略） （丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告） <u>9 - 14</u> （省略） 第 14 節 用途外使用等の制限 （用途外使用等に該当しない場合） <u>10 - 1</u> 次に掲げる場合は、<u>法第 10 条</u>（（用途外使用等の制限））に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記 及び に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T - 1285）1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。 法の規定による関税の免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた物品（以下本節において「減免税を受けた物品」という。）を、不良品等の理由による返送等のため再輸出する場合 なお、<u>法第 4 条</u>（（航空機部分品等の免税））の規定により関税の免税を受けた物品の一部である不良品であって、その不良品となった原因が当該物品又は関係書類等により輸入前に発生したものであることが認定でき、かつ、国内においていまだその本来の目的に使用されていないものを修理し又は新品と交換するために再輸出する際に、当該物品につき定率法基本通達 20 - 2（違約品等の保税地域への搬入）の規定に準じて「違約品等保税地域搬入届」（T - 1630）を提出し、搬入届受領書の交付	（軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け） <u>8 の 9 - 11</u> （同左） （配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告） <u>8 の 9 - 12</u> （同左） （コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告） <u>8 の 9 - 13</u> （同左） （丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告） <u>8 の 9 - 14</u> （同左） 第 14 節 用途外使用等の制限 （用途外使用等に該当しない場合） <u>9 - 1</u> 次に掲げる場合は、<u>法第 9 条</u>（（用途外使用等の制限））に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記 及び に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T - 1285）1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。 法の規定による関税の免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた物品（以下本節において「減免税を受けた物品」という。）を、不良品等の理由による返送等のため再輸出する場合 なお、<u>法第 4 条</u>（（航空機部分品等の免税））の規定により関税の免税を受けた物品の一部である不良品であつて、その不良品となつた原因が当該物品又は関係書類等により輸入前に発生したものであることが認定でき、かつ、国内においていまだその本来の目的に使用されていないものを修理し又は新品と交換するために再輸出する際に、当該物品につき定率法基本通達 20 - 2（違約品等の保税地域への搬入）の規定に準じて「違約品等保税地域搬入届」（T - 1630）を提出し、搬入届受領書の交付

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
を受けた場合には、修理された当該物品又は当該物品と交換された新品（当該物品が最初の輸入の際に不良品でなかったとした場合の形状、品質、性能等と全く同一のものに限る。）が輸入されるときは、当該輸入される物品が再輸出された物品の代替品として使用されることが確実である限り、便宜、定率法第 14 条第 10 号（（再輸入免税））の規定を適用して差し支えないものとする。 及び （省略） 減免税を受けた物品が不適格等の理由によりこれを使用することができなくなった場合（経済的な理由により使用できなくなった場合を含む。）において、当該物品を廃棄し、又はスクラップ化する場合（ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合には用途外使用の手続を要することになる。） 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 1 号（（学校等給食用脱脂粉乳））に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であつても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、<u>法第 10 条</u>に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。 イ～ヘ （省略） （用途外使用等の承認） <u>10 - 2 法第 10 条</u>ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。 イ 前記 <u>10 - 1</u> （用途外使用等に該当しない場合）に該当するスクラップ化した物品を他の用途に供しようとする場合 ロ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 1 号（（学校等給食用脱脂粉乳））に掲げる物品であつて、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規	を受けた場合には、修理された当該物品又は当該物品と交換された新品（当該物品が最初の輸入の際に不良品でなかったとした場合の形状、品質、性能等と全く同一のものに限る。）が輸入されるときは、当該輸入される物品が再輸出された物品の代替品として使用されることが確実である限り、便宜、定率法第 14 条第 10 号（（再輸入免税））の規定を適用して差し支えないものとする。 及び （同左） 減免税を受けた物品が不適格等の理由によりこれを使用することができなくなった場合（経済的な理由により使用できなくなった場合を含む。）において、当該物品を廃棄し、又はスクラップ化する場合（ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合には用途外使用の手続を要することになる。） 法第 8 条の 9 第 1 項（（軽減税率の適用手続））に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 1 号（（学校等給食用脱脂粉乳））に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であつても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、<u>法第 9 条</u>に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。 イ～ヘ （同左） （同左） （用途外使用等の承認） <u>9 - 2 法第 9 条</u>ただし書（（やむを得ない場合の用途外使用等の承認））に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。 イ 前記 <u>9 - 1</u> （用途外使用等に該当しない場合）に該当するスクラップ化した物品を他の用途に供しようとする場合 ロ 法第 8 条の 9 第 1 項（（軽減税率の適用手続））に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 1 号（（学校等給食用脱脂粉乳））に掲げる物品であつて、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供し

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合 八 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 16 号（（農林漁業用の重油及び粗油））に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合 二 上記イから八までに掲げる物品のほか、減免税を受けた物品が事故による変質又は損傷、使用による損耗その他これらに準ずる理由により当該減免税の用途に使用できなくなつたため、これを他の用途に供しようとする場合 上記 のイから二までに掲げる場合以外の場合であつて、やむを得ない理由により用途外使用等の承認を相当と認めるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。 （省略） 第 15 節 用途外使用等の承認を受けた物品の関税の徴収等 （用途外使用の承認を受けた物品についての変質等による減税手続） <u>11 - 1</u> （省略） （減免税物品の亡失又は滅却の届出手続） <u>11 - 2</u> （省略） 第 16 節 減免税物品の転用 （減免税物品の転用） <u>12 - 1</u> 法第 12 条において準用する定率法第 20 条の 3（（関税の軽減、免税等を受けた物品の転用））及び令第 39 条（（減免税物品の転用ができる場合））において準用する定率法施行令第 61 条の 2（（減免税貨物の転用ができる場合の指定等））の規定の適用については、定率法基本通達 20 の 3 - 1（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）、20 の 3 - 2（転用の確認申請の手続）の 及び 20 の 3 - 3（用途外使用等の場合の関税の徴収額）の規定を準用する。 この場合において、定率法基本通達 20 の 3 - 2 の に規定する「減免税	ようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合 八 法第 8 条の 9 第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 16 号（（農林漁業用の重油及び粗油））に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合 二 上記イから八までに掲げる物品のほか、減免税を受けた物品が事故による変質又は損傷、使用による損耗その他これらに準ずる理由により当該減免税の用途に使用できなくなつたため、これを他の用途に供しようとする場合 上記 のイから二までに掲げる場合以外の場合であつて、やむを得ない理由により用途外使用等の承認を相当と認めるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。 （同左） 第 15 節 用途外使用等の承認を受けた物品の関税の徴収等 （用途外使用の承認を受けた物品についての変質等による減税手続） <u>10 - 1</u> （同左） （減免税物品の亡失又は滅却の届出手続） <u>10 - 2</u> （同左） 第 16 節 減免税物品の転用 （減免税物品の転用） <u>10 の 2 - 1</u> 法第 10 条の 2（（関税の軽減、免税等を受けた物品の転用））において準用する定率法第 20 条の 3（（関税の軽減、免税等を受けた物品の転用））及び令第 39 条（（減免税物品の転用ができる場合））において準用する定率法施行令第 61 条の 2（（減免税貨物の転用ができる場合の指定等））の規定の適用については、定率法基本通達 20 の 3 - 1（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）、20 の 3 - 3（転用の確認申請の手続）の 及び 20 の 3 - 3（用途外使用等の場合の関税の徴収額）の規定を準用する。 この場合において、定率法基本通達 20 の 3 - 2 の に規定する「減免税

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
物品の転用確認申請書」は、令第 36 条第 1 項((用途外使用等の承認の申請 手続))の規定による用途外使用等の承認申請書（前記 10 - 2 の 参照）と ともに提出させるものとする。 第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除 （承認小売業者の承認申請手続き等） 14 - 1 法第 14 条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」と いう。）の承認は、次により行う。 小売業者の承認に関する事務は、法第 14 条第 1 項の旅客が輸入する物 品（以下この節において「特定販売物品」という。）の小売販売場の所在 地を管轄する税関官署の保税担当部門において行う。 及び （省略） （特定販売物品の輸入申告手続） 14 - 2 法第 14 条第 1 項の規定に基づき特定販売物品を輸入する場合の申告 は、次による。 及び （省略） （関税の免除が適用される金額の上限の確認） 14 - 3 令第 42 条に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、 下記 又は に掲げる場合の区分に応じ、 又は に定めるとおり行うも のとする。 特定旅客に代わって通関業者が輸入手続を行う場合 通関業者は、特定旅客から搭乗券又はこれに準ずる搭乗予約を証する もの(以下この節において「搭乗券等」という。)の提示を受け業者印を 押印するものとする。通関業者は、特定旅客から提示を受けた搭乗券等 に既に業者印又は下記 の税関の受理印が押印されている場合には、輸 入申告書に関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載するため、当 該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る令第 43 条第 2 項の書類 （以下この節において「購入を証する書類」という。）の提示を求めるも のとする。 （省略）	物品の転用確認申請書」は、令第 36 条第 1 項((用途外使用等の承認の申請 手続))の規定による用途外使用等の承認申請書（前記 9 - 2（用途外使用 等の承認）の 参照）とともに提出させるものとする。 第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除 （承認小売業者の承認申請手続き等） 10 の 4 - 1 法第 10 条の 4 に規定する小売業者（以下この節において「小売 業者」という。）の承認は、次により行う。 小売業者の承認に関する事務は、法第 10 条の 4 第 1 項の旅客が輸入す る物品（以下この節において「特定販売物品」という。）の小売販売場の 所在地を管轄する税関官署の保税担当部門において行う。 及び （同左） （特定販売物品の輸入申告手続） 10 の 4 - 2 法第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づき特定販売物品を輸入する場 合の申告は、次による。 及び （同左） （関税の免除が適用される金額の上限の確認） 10 の 4 - 3 令第 42 条に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認 は、下記 又は に掲げる場合の区分に応じ、 又は に定めるとおり行 うものとする。 特定旅客に代わって通関業者が輸入手続を行う場合 通関業者は、特定旅客から搭乗券又はこれに準ずる搭乗予約を証する もの(以下この節において「搭乗券等」という。)の提示を受け業者印を 押印するものとする。通関業者は、特定旅客から提示を受けた搭乗券等 に既に業者印又は下記 の税関の受理印が押印されている場合には、輸 入申告書に関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載するため、当 該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る令第 67 条の 5 第 2 項の書 類（以下この節において「購入を証する書類」という。）の提示を求める ものとする。 （同左）

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（搭乗券の提示及び特定旅客の出域の確認） <u>14 - 4</u> 搭乗券の提示及び出域した旅客の確認は、次による。 通関業者が代理して行う輸入申告の場合は、<u>令第 43 条</u>第 3 項に規定する搭乗券の提示を省略させて差し支えないものとする。 （省略） （承認の取消しの通知） <u>14 - 5</u> （省略）	（搭乗券の提示及び特定旅客の出域の確認） <u>10 の 4 - 4</u> 搭乗券の提示及び出域した旅客の確認は、次による。 通関業者が代理して行う輸入申告の場合は、<u>令第 67 条の 5</u>第 3 項に規定する搭乗券の提示を省略させて差し支えないものとする。 （同左） （承認の取消しの通知） <u>10 の 4 - 5</u> （同左）